

平成 28 年 9 月 14 日

「確認書」(建設工事)の様式変更について(お知らせ)

「確認書」の様式が、別紙のとおり変更となりましたので、お知らせします。
なお、様式については、本ホームページの「入札・契約関係様式集」からダウンロードできます。

問い合わせ先 契約検査課工事契約係
電話 095 (829) 1276

確認書の提出について

1 下請代金の支払いについて

下請代金の支払いについては、建設業法等により、その支払方法について定められており、公告に添付している「工事の適正な施工について」の中でもお知らせしております。

長崎市が発注する工事において、上記建設業法等を遵守していただいていると思いますが、再度、支払方法（下記 1-(1)・(2)参照）についてご確認ください。

- (1) 下請業者への下請代金の支払いは、できる限り現金払とされたい。また、手形払を併用する場合においても、少なくとも労務費相当分は現金払とされたい。
- (2) 下請代金を手形払いで行う場合、そのために振り出す手形の期間は、国から通達では原則として120 日以内と規定されているが、現在の経済状況に鑑み、できる限り90 日以内とするよう努力し、さらに経営環境の好転に即応しつつ短縮するよう努力されたい。

2 設計変更の取扱いについて

設計変更を行う場合、現場説明書に記載している取扱いを遵守していただいていると思いますが、再度、設計変更の取扱い（下記 2-(1)・(2)参照）についてご確認ください。

- (1) 設計変更の対象になると思われる事項が生じた場合は監督職員と協議を行うこと。
- (2) 協議した結果、設計変更が必要と判断された場合は、監督職員からの指示を打合せ簿にて取り交わし後に施工を行うこと。

3 雇用環境報告書の提出について

工事完成後に契約検査課にてお渡しする「工事完成確認書」を受け取る際に、「雇用環境報告書」の提出をお願いいたします。

確 認 書

工 事 名

工 期 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

請負代金額 円

上記工事について、「下請代金の支払いについて」、「設計変更の取扱いについて」、「雇用環境報告書の提出について」及び「工事の適正な施工について」の内容を確かに確認しました。

平成 年 月 日

長崎市長
長崎市上下水道事業管理者 様

受注者 住所

氏名 印